米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等又は空き地の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)による空き家等又は空き地の適切な管理を促進し、もって良好な生活環境の保全を図るため、空き家・空き地管理業務を行う事業者(以下「空き家・空き地管理事業者」という。)を登録し、当該所有者等への紹介を行う米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度(以下「本制度」という。)を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 空き家等 本市の区域内に存する建築物(住宅、店舗、事務所及び 倉庫に限る。)であって、現に人が使用していないもの及びその敷地 (立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
 - (2) 空き地 本市の区域内に存する現に建築物の敷地の用に供されていない土地(立木その他の土地に定着する物を含む。)であって、山林及び田畑以外のものをいう。
 - (3) 空き家・空き地管理業務 空き家等及び空き地の管理に関する業務 のうち、次に掲げる業務をいう。
 - ア 外観調査
 - イ 家屋の通風
 - ウ 水道の通水
 - エ 家屋内の清掃
 - オ 雨漏りの確認
 - カ 庭木の剪定
 - キ 除草
 - ク 敷地内の清掃
 - ケ 害虫等の駆除
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、空き家等及び空き地を適切に 管理するために必要な業務

(空き家・空き地管理事業者の登録)

- 第3条 本制度において空き家・空き地管理事業者としての登録を受ける ことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 前条第3号アからケまでに掲げる業務のうち、いずれか一以上の業務を行っていること。
 - (2) 本市に主たる事務所又は事業所を有する法人その他の団体又は個人事業者であること。
 - (3) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。イにお いて同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。 イにおいて同じ。)
 - イ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行うもの又はこれらと密接な関係を有するもの
 - ウ 法人その他の団体である場合は、その役員のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるもの
 - (4) 自らが行う空き家・空き地管理業務について、パンフレット、ホームページ等による広報を行っていること。

(登録の申請及び実施等)

- 第4条 前条の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、 米子市空き家・空き地管理事業者登録申請書(別記様式第1号)を市長 に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 誓約書(別記様式第2号)
 - (2) 空き家・空き地管理業務について行う広報の内容を確認することができる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の規定による申請の内容を審査し、これを適当と認め たときは、米子市空き家・空き地管理事業者登録名簿(別記様式第3号。 第7項及び次条第2項において「登録名簿」という。)に所定の事項を 登録するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により登録したときは、申請者に対し、米子市空き家・空き地管理事業者登録通知書(別記様式第4号)によりその旨を通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請の内容を審査し、これを不適当と認めたときは、登録を拒否するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、申請者に対し、書 面によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 7 市長は、登録名簿を、インターネットを利用する方法により公開し、 及び一般の閲覧に供するため窓口に備え置くものとする。

(変更の届出等)

- 第5条 登録を受けた者(以下「登録管理事業者」という。)は、当該登録を受けた事項に変更があったとき、又は空き家・空き地管理業務を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、米子市空き家・空き地管理事業者(登録事項変更・業務(廃止・休止・再開))届出書(別記様式第5号)によりその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により登録を受けた事項に変更があった旨の届出 があったときは、登録名簿に登録した事項を変更するものとする。
- 3 第1項の規定により空き家・空き地管理業務を廃止した旨の届出があったときは、当該登録管理事業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

- 第6条 市長は、登録管理事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 当該登録管理事業者に係る登録を取り消すものとする。
 - (1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 空き家・空き地管理業務を行うにつき次のアからオまでのいずれかに該当する事実があったとき。
 - ア 強引な手法を用い、又は虚偽、不正若しくは悪質な勧誘を行ったとき。
 - イ 事実誤認を与える営業活動又は表示等を行ったとき。
 - ウ 不要な業務について委託又は請負の強要を行ったとき。
 - エ 著しく不当な料金を設定し、又は見積りの金額等を偽る行為をしたとき。

- オ 所有者等との意思疎通が十分でなく、苦情等に対して不誠実であったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録管理事業者として適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録管理事業者に対し、米子市空き家・空き地管理事業者登録取消通知書(別記様式第6号)によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、第5条第3項の規定により登録がその効力を失ったとき、 又は前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消 するものとする。

(登録管理事業者の情報の紹介等)

第8条 市長は、空き家等又は空き地の所有者等の求めに応じて登録管理 事業者に関する情報を紹介するとともに、米子市ホームページへの掲載 等により、本制度についての周知を図るものとする。

(遵守事項)

- 第9条 登録管理事業者は、空き家・空き地管理業務を行うに当たっては、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 業務の内容、見積りの金額等について所有者等に十分な説明を行い、 所有者等の承諾を得た上で業務に着手すること。
 - (2) 業務の処理の状況について、所有者等に報告すること。
 - (3) 所有者等からの苦情に対し、適切に対処すること。
 - (4) 許認可等を要する業務を行う場合には、当該許認可等を受けないで 当該業務を行わないこと。

(個人情報の取扱い)

- 第10条 登録管理事業者は、空き家・空き地管理業務において個人情報 を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない、
 - (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。
 - (2) 個人情報の紛失等の事故を防止するために必要な措置を講じること。 (空き家・空き地管理業務の内容等に係る協議等)

- 第11条 空き家・空き地管理業務の内容、料金その他契約の締結に関し 必要な事項は、登録管理事業者と空き家等又は空き地の所有者等との間 で協議し、決定するものとする。
- 2 空き家・空き地管理業務に関する紛争については、登録管理事業者と 空き家等又は空き地の所有者等との間で解決するものとする。
- 3 市は、第1項の協議及び決定並びに前項の紛争については、一切これ に関与しない。

(規定外事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の米子市空家・空地管理事業者登録・紹介制度実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第 4条第3項の規定により米子市空家・空地管理事業者登録名簿(改正前の要綱第4条第3項に規定する米子市空家・空地管理事業者登録名簿をいう。)に登録されている登録管理事業者(改正前の要綱第5条第1項に規定する登録管理事業者をいう。)は、この要綱の施行の日に、この要綱による改正後の米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4条第3項の規定により米子市空き家・空き地管理事業者登録名簿(改正後の要綱第4条第3項に規定する米子市空き家・空き地管理事業者登録名簿をいう。)に登録されたものとみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によってした手続その他の行為は、改正後の要綱の相当する規定によってした手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

米子市長

様

住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)

米子市空き家・空き地管理事業者登録申請書

空き家・空き地管理事業者としての登録を受けたいので、米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度実施要綱(令和3年9月15日施行)第4条第1項の規定により申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号		
	ファクシミリ		
	電子メールアドレス		
	ホームページアドレス		
業務実施			
空き家・	空き地管理業務の内容	□ 外観調査	□ 庭木の剪定
	能な業務に、チェックを	□ 家屋の通風	□除草
	容を記載すること。	□ 水道の通水	□ 敷地内の清掃
		□ 家屋内の清掃	□ 害虫等の駆除
		□雨漏りの確認	
		□ その他 例)郵便物の確認・転送 止など	と、除雪、水道管の凍結防
備考			

(添付書類)

- 1 誓約書 (別記様式第2号)
- 2 空き家・空き地管理業務について行う広報の内容を確認することができる 書類

(備考)

- 1 申請者(申請者が法人その他の団体である場合は、その役員全員)の氏名 及び生年月日を次の表に記載してください。
- 2 申請者(申請者が法人その他の団体である場合は、その役員全員)が次の いずれかに該当するか否かについて米子警察署に照会することがありますの で、ご承知おきください。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行うもの又はこれらと 密接な関係を有するもの

職名	ふ り が な 氏 名	生年月日		
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	П
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日

- ※ 申請者が法人その他の団体である場合は、上記の役員が備考の2の(2)又は(3)のいずれかに該当するか否かを米子警察署に照会することについて、 当該役員の同意を得てください。
- ※ 申請者(申請者が法人その他の団体である場合は、その役員全員)の個人に関する情報は、この申請に基づく審査のため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的のためには使用しません。

誓 約 書

年 月 日

米子市長

様

住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名) (印)

空き家・空き地管理事業者としての登録を申請するに当たり、米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度実施要綱(令和3年9月15日施行)に定める米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度の趣旨等を理解し、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 自らが行う空き家・空き地管理業務について、パンフレット、ホームページ等による広報を行っていること。
- 2 業務の内容、見積りの金額等について所有者等に十分な説明を行い、所有 者等の承諾を得た上で業務に着手すること。
- 3 業務の処理の状況について、所有者等に報告すること。
- 4 所有者等からの苦情に対し、適切に対処すること。
- 5 許認可等を要する業務を行う場合には、当該許認可等を受けないで当該業務を行わないこと。

備考 個人事業者である空き家・空き地管理事業者が代表者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

様式第3号(第4条関係)

米子市空き家・空き地管理事業者登録名簿

年 月 日更新

登			ホームペー								業務			
登録番号	及び所在地		ジ、パンフレット等	フト年紀			家屋内 の清掃			除草	敷地内 の清掃	トその他	区域	備考
								······································	······································	······		······································		

【注意事項】

- ※この名簿は、登録管理事業者に関する情報の提供を目的とするものですので、空き家・空き地管理事業者の決定は、所有者等で行ってください。米子市が、空き家・空き地管理事業者のあっせん、指定等を行うものではありません。
- ※空き家・空き地管理業務の内容及び料金は、登録管理事業者によって異なりますので、各登録管理事業者に直接お問合せください。
- ※所有者等と登録管理事業者との契約については、米子市は、一切関与しません。
- ※空き家・空き地管理業務に関する一切の紛争については、当事者間で解決してください。

年 月 日

様

米子市長

印

米子市空き家・空き地管理事業者登録通知書

年 月 日付け申請に基づき、次のとおり空き家・空き地管理 事業者としての登録をしましたので通知します。

登録番号		第	号
事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号		
	ファクシミリ		
	電子メールアドレス		
	ホームページアドレス		
業務実施	拖対象区域		
空き家	・空き地管理業務の内容	□ 外観調査	□ 庭木の剪定
		□ 家屋の通風	□除草
		□ 水道の通水	□ 敷地内の清掃
		□ 家屋内の清掃	□ 害虫等の駆除
		□ 雨漏りの確認	
		□ その他	
備考			

年 月 日

米子市長

住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)

米子市空き家・空き地管理事業者(登録事項変更・業務(廃止・ 休止・再開))届出書

様

(空き家・空き地管理事業者としての登録を受けた事項に変更がありました・空き家・空き地管理業務を(廃止・休止・再開)しました)ので、米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度実施要綱(令和3年9月15日施行)第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更後の内容(※変更があった項目のみ記載すること。)

事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号		
	ファクシミリ		
	電子メールアドレス		
	ホームページアドレス		
業務実施			
空き家・空き地管理業務の内容		□ 外観調査	□ 庭木の剪定
※実施可能な業務に、チェックを		□ 家屋の通風	□除草
付けること。その他について		□ 水道の通水	□敷地内の清掃
は、内容を記載すること。		□ 家屋内の清掃	□ 害虫等の駆除
		□ 雨漏りの確認	
		□ その他	ſ
備考			

3 (廃止・休止)の理由

4 (廃止・休止・再開)の年月日

年 月 日

年 月 日

様

米子市長

米子市空き家・空き地管理事業者登録取消通知書

米子市空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度実施要綱(令和3年9月15日施行)第6条第1項の規定により、空き家・空き地管理事業者としての登録を取り消しましたので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由